

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

第四回口頭弁論開かれる

激しい風雨の中

73名が立川地裁に駆け付け傍聴

平成26年5月21日午前11時、東京地方裁判所立川支部において、第4回口頭弁論期日が開かれました。

今回の裁判において、原告からは、準備書面(3)と準備書面(4)を提出しました。

準備書面(3)においては、国に対して、騒音測定データの開示等を求めました。

準備書面(4)においては、①横田基地が国防に関わる施設だからといって、特別に重要視されるべきではないこと、②住宅防音工事や緑地整備等をしていても、被害の根本救済にはならないこと、

③環境基準が制定されてから40年以上が経つにもかかわらず、未だ広範な地域において環境基準を達成できていないことが国の怠慢であること等について主張しました。これらの反論の内容については、法廷において、杉野弁護士、仲村渠弁護士が詳しく説明しました。

国からも、2つの準備書面が提出されました。一つは、横田基地の公共性に関する主張です(準備書面(4))。もう一つは、住宅防音工事に関する主張です(準備書面(5))。これについては、今後、弁護団で反論を準備する予定です。

国からは、次回の裁判までに、騒音測定データが開示される他、地上騒音に関する主張、危険への接近に関する主張がされる予定です。

なお、原告側としては、円滑な裁判の進行を希望し、7月中旬に次回期日を設けたいと考えていました。しかし、国は、準備書面や騒音測定データの提出に時間がかかるなどとして、提出期限を先延ばししようとしてきました。原告側が異議を述べ、国にはなるべく早くデータ等を提出してもらおうことになりましたが、裁判所の夏期休庭(夏休み)の関係もあり、次回期日自体は9月3日となってしまいました。

裁判の後には、弁護士会多摩支部において、報告集会在開催されました。報告集会上においては、まず、支援団体からの挨拶をいただき、改めて、弁護団から裁判での主張の内容や国とのやりとり等について説明がありました。

第5回口頭弁論期日は、平成26年9月3日午後2時から、東京地方裁判所立川支部101号法廷で行われます。原告の皆様のご参加をお待ちしております。
弁護士 東圭介



第5回口頭弁論期日

9月3日(水)
午後2時より
東京地裁立川支部

周辺対策について反論をおこないました

弁護士 杉野 公彦

周辺対策は何のためか

国は横田基地の使用が公益の実現のためであり、その公共性は国民の自由、権利の前提であると主張しています。しかし、日本国憲法の平和主義(9条前文)からは、軍事的公共性が人権に優先すること、軍事目的により人権を制限することとはできません。国の主張は憲法の本質から離れています。

また国は、周辺対策は防衛施設と周辺地域との共存を図る目的で行われていると主張しています。しかし、周辺対策は防衛施設等の設置や運用により、周辺住

周辺対策の内容とは

被告は、周辺対策の内容として、「移転措置」「緑地帯の整備」そして「住宅防音工事」を挙げています。

① 移転措置とは、代替地を提供して住民を移転させることです。しかし、そもそも周辺住民が移転を強要されるいわれはありません。移転せず騒音に晒される住民には、移転措置は何の意味もありません。また移転措置を利用して、移転

音源対策とは

さらに、被告は、軍用機は低騒音化ができないこと、米軍機の運航は規制できないことを主張した上で、音源対策として日米合同委員会の合意で飛行回数を規制しているなどと主張しています。

民の環境に障害が発生しないようにするため行われるもので、国は周辺対策の趣旨をそもそも取り違えているのです。

前と同様の生活を送れるわけではないのであり、不利益の完全な補償はそもそも不可能です。

② 緑地帯の整備は騒音被害救済とは何の関係もありません。

③ 住宅防音工事について、被告は工事に遮音効果があると主張しています。

しかし、低騒音軍用機の使用は可能であり、また、米軍機の運航の規制も米軍機の飛行差止自体が可能なのですから十分に可能です。日米合同委員会の合意については、国自体が米軍によるその合意の履行について検証できていない状態なのです。

国は音源対策を口にしながら、具体的には何らの対策もしていないのです。

今後については既に国からは、被告は、防音工事の効果と慰謝料の減額に関する書面が出ています。原告の側でも、防音工事に効果がないこと、慰謝料減額の根拠とならないことを主張立証していきま



報告集会において、裁判での主張内容や、国とのやりとり等について熱心に説明を聞く、原告・支援者ら

受忍限度について反論をおこないました

弁護士 仲村渠桃

今回の裁判において、国は受忍限度を定める基準として環境基準を用いるのは誤りである、との主張を行いました。これに対して、国のそのような主張は私たちの主張につき、敢えて誤った解釈を行ったものに過ぎないということをこの裁判において主張しました。

そもそも受忍限度とは何かという点、騒音被害の程度が社会通念上（社会一般常識の中で）我慢出来る程度を越えているか否かの指針です。国に対して航空機の飛行差止めを求めたり、損害賠償を請求したりするためには、航空機の飛行に伴う騒音が違法であることを主張・立証しな

ければならないところ、「我慢出来る限度」を超えていれば、違法な行為であるということになり、それを受忍限度という言葉で表していません。

受忍限度を超えているかについては、判例上、①飛行機の騒音がどのような時間帯・航路で、どの程度の音量を発生させているか、②騒音によって原告がどのような被害を被っているのか、健康被害、睡眠妨害、精神的被害など、③横田基地が国の防衛政策上どのような地位を占めているのか、等の要素を比較検討するほか、④①の侵害行為がどの程度継続されているのか、⑤侵害行為に対する被害防

止措置が取られているのか、などの事情を考慮して、「総合的に考察」して判断する、ということになっており、この裁判においても、私たちは、このような様々な要素を総合的に考慮した結果、横田基地に飛来する航空機による騒音は受忍限度を超えている、という主張を行っています。

その中で、私たちが考慮要素の一つとすべきと主張しているものに、環境基準というものがありません。これは、環境基本法という法律のもと、環境を保全する上で維持するのが望ましい基準として定められたものであり、我が国においては、今から40年以上も前

にその基準が定められました。しかし、40年以上たった現在においてもその基準が横田基地周辺で達成されることがないまま今日を迎えており、そのことは、国の侵害行為が長きにわたり続いているということを表す一つの要素となるのです。国は、私たちがそのような環境基準の存在だけをもち、受忍限度を判断する基準であると主張していることを前提として反論を行っていますが、既にお話したように、私たちは様々な要素の一つとして環境基準を考慮すべきであると主張しているのですから、国のそのような反論が的外れなものであることは明らかなのです。

また、先ほどお話しした①については、騒音がどの位うるさいのかを示す基準として、WECPNL値（W値）が採用されています。このW

値には、環境庁方式と施設庁方式という二つの方式があります。両者とも、高所から広い範囲にわたって発生するという航空騒音の特徴を反映させたものですが、前者は民間航空など決まった時間に決まった機種が飛来することを前提としており、後者は横田基地のような飛来時間・機種がランダムであるこ

とが予定されている軍用空港に適した基準です。国は、この点については環境庁方式に基づき騒音の程度を測るべきであると主張しているところ、今回の裁判においてはこの点についても施設庁方式が皆さんの実際に受けている騒音被害に合致したものである、ということをお話しました。



報告集会において、反論の内容を詳しく説明する杉野公彦弁護士（左）と仲村渠桃弁護士（右）

米軍機の差し止めこそ 抜本解決

厚木基地爆音訴訟判決について

すでに大きく報道されていますので、ご存知の方も多いと思いますが、去る5月21日、横浜地方裁判所は、飛行騒音の違法性を認め、これまで認められてきた過去の損害賠償額を増額させるとともに、自衛隊機に限って夜間10時から早朝6時までの飛行を差し止める旨の判決を言い渡しました。

最も煩わしい米軍機の差し止めについて、自衛隊機についてもやむを得ない場合と留保がついているもの、これまで裁判所において軍用機の差し止めが認められたことはなかったことを考えれば画期的判決といえる点では間違いなく、思いがたか。実際

裁判所においても、その後原告団の方と弁護団との報告集会において、原告団や支援の方々から判決を評価する声が圧倒的に多かったように感じました。

横田基地を含めて、これまで基地における騒音ないし爆音訴訟では何度も裁判が繰り返されてきましたが、過去の被害についての損害賠償はいずれも認められてきても飛行差止めが認められることはありませんでした。そのため、飛行差止めは難しいのではないかという声もよく聞かれました。その意味では、裁判所も被害を訴える原告の方々の声を真摯に聞いたと言えるところです。

基地関係の訴訟において、まずは過去の被害についての損害賠償請求が認められることの定着化、そして前回の新横田騒音訴訟の控訴審における将来の被害についての損害賠償認容（最高裁判所において判断が覆りました）が、普天間基地爆音訴訟における損害賠償額の増額と一歩ではあります。着実に前進してきたところ、今回もこれで騒音がなくなるというわけではありませんが、二歩も三歩も前進したと言えます。

もちろん、騒音を抜本的に解決するためには、今回の判決が下されるだけでは足りず、国を動かすために厚木基地のみならず全国の基地において被害を受けて

判決の骨子

【民事訴訟】

- 自衛隊機と米軍機の飛行差し止め請求はいずれも認めず
- 国は「うるささ指数」75W以上の地域に住む原告への賠償責任がある。慰謝料の月額がW値が75以上で4千円、80以上で8千円、85以上で1万2千円、90以上で1万6千円、95以上で2万円。総額で約70億円。

【行政訴訟】

- 米軍機の飛行差し止め請求は認めず
- 自衛隊機の飛行差し止め請求は、午後10時から午前6時までやむを得ないと認める場合をのぞき、防衛大臣は自衛隊機を運航させてはならない。

いる方々が中心となつてこれからも米軍機の差し止めを求めていくなど裁判所だけでなく、国に対して声を大きくしていかなければなりません。厚木の報告集会においても厚木の原告団・弁護団のみならず、各地で裁判を闘っている原告や弁護士がこれまで以上に熱が入っているのを感じました。

私たちも、現在進行しているこの第2次新横田基地公害訴訟



訟において、これまでの流れを後退させないよう、そしてさらに前進させて「平

和で静かな夜」を取り戻すように一層励んでいきましょう。
弁護士 河津 良亮

**国は控訴するな！
願い届かず**

◆国側は5月26日、自衛隊機の差し止め判決を不服として、控訴しました。◆厚木爆音訴訟原告団は、6月3日、「米軍機の飛行差し止め」と「午後8時から翌朝午前8時までの自衛隊機飛行差し止め」を改めて求めて控訴しました。

社会問題を現場で学ぶ 川人ゼミ

横田基地フィールドワーク 原告団と交流

5月31日(土)、東京大学 川人教授のゼミ学生さん7名が横田基地見学にきました。

中杉喜代司弁護士と原告団副団長御供所さん、事務局長清水さんが基地周辺を車で約2時間ほど案内してまわり、その後原告団事務所において、旧訴訟の現場検証DVDを見て、飛行騒音の実態を体感しました。また、

基地騒音は裁判用語やテレビ画面の向こう側ではなく、生活のすぐ隣で日常に起こっている侵害行為である、という当たり前の事実を改めて気づきました。建設的な解決を図るべく、司法が一つの契機として機能できれば、と思います。

(H)

基地内に病院や学校、レジャー施設が

これまで、基地問題について深く考えたことはなかったのですが、横田基地の諸問題で特に感じたのは、五市一町と広範囲にまたがっているために、各市町の連携が大切だということだと思います。かと言って各地で騒音の大き

安全保障という公共性や、アメリカの主権行為であり日本に干渉する権利はないといった理由から差し止め認められないことなど様々な問題があることもわかりました。

原告団の方々が、40年近くも訴訟を闘ってきたことを考えると、問題の大きさに驚き、無力感を感じる一方で、何とかしたいと思いました。私は将来、外交に携わりたいと思っていますので、今後この問題に関心を持ち続け、問題の解決に貢献したいと思えます。

(SU)



福生市が設置している航空機騒音測定機の前で、中杉弁護士から説明を受けているゼミ学生

基地見学の感想

清水事務局長が毎日飛行騒音のもとで生活している住民の暮らしが如何なるものかを話し、交流をしました。

後日、学生さんから丁寧なお礼の手紙とともに、7名全員の感想が原告団事務所へ届きました。紙面の都合で、全員の感想を掲載できないのが残念です。

揃い、一つの町とも取れるその規模を、実際に見ることができたのが良かったと思います。訴訟の問題では、相手がアメリカということもあって行政と民事の両方が絡む複雑な状況だということを知りました。DVDで見ただよように、特に戦闘機の金属音は耐え難く感じ、騒音の被害が考えていたより多様で、子どもの精神面にも影響しうるという話を聞いて、早く解決しなければならぬ問題だと改めて認識することができたと思います。

(K)

さも違う上、地上音の被害が考慮されないことによって補償が異なっていることから、様々なわけかまりがあるのではなにかと思います。各地に住んでいる人が実際に感じている被害に合わせた補償がなされることを望みます。

(S)

地上音、旋回飛行による騒音への損害賠償が無いのは問題だと思った。また、飛行機の差し止めは周辺住民皆が恩恵に授かれるのにも関わらず、損害賠償金は原告団の方しかもらえないという事実もおかしいと思った。

(Tn)

がよくわかった。公共性の理論によって賠償請求が認められないのは、間違っていると感じた。米軍基地の公共性の恩恵を日本国民が被っているというならば、その分の被害を受けている地域は、補償を受ける権利を有するのではないかと個人的には思った。

(M)

第39回公害被害者総行動デー

全国の被害者力をあわせて

6月4日、5日、全国公害被害者総行動デーとして、企業、政府関係機関への要請や総決起集会が行われました。

原告団、弁護団は全国基地爆音訴訟連絡会議の各原告団、弁護団と共に、防衛省、外務省、環境省へ基地騒音公害の実態を訴え、一日も早く騒音被害を解消し、基地周辺住民の生活環境の改善を求めて要請を行いました。

昼の要請行動に続いて、夕方6時から日比谷公会堂で総決起集会が行われました。

全国の公害被害者団体が、この一年間の取り組みの成果と今後の課題を一堂に会して発表し合う場です。

特に今回、際立ったものは、原発事故被害者と弁護団の発表でした。避難地域で暮らしている困難な状況と裁判の取り組みの報告では、一人一人以上の被害者の方々が登壇し、「生業をかえせ」の旗がステージに林立し、舞台と客席側が連帯し励ましました。

島原発事故被害者は現在、東京電力と国に對し、全国17の地方裁判所で裁判が闘われています。大飯原発差し止め判決は、公害根絶運動に確かな追い風になりました。

厚木、小松、嘉手納、岩国の原告団と共に登壇し、厚木基地爆音訴訟原告団・相澤義昭事務局長が報告しました。5月21日に横浜地裁で下された自衛隊機飛行差し止め判決は、これまでより前進した判決

だが、さらに米軍機飛行差し止めを実現するまで、最後まで闘う決意を述べました。

最後に集会アピールが採択され、「ふるさと」を合唱し閉会しました。

それぞれの被害を聞きあい、闘いを励まし合った意義ある集会でした。



静かな空、静かな夜をかえせ 爆音をなくせと全国の原告団旗がせいぞろい (日比谷公会堂での総決起集会)

おもな要請項目

防衛大臣 小野寺 五典 殿
外務大臣 岸 田 文雄 殿

1. 「人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避ける」こと、「22時から6時までの間の夜間飛行活動」の制限などを取り決めた日米合同委員会合意が遵守されるよう徹底すること。さらに、努力目標事項については、目標事項が守れなかった理由を明らかにし、公表すること。
2. 19時から翌朝7時までの航空機の離発着や地上音の発生を差し止めるよう、日米合同委員会合意を改定すること。
3. 訓練飛行コース、空域を明確にすること。同時に、飛行コース下にある住民の被害解消を図ること。
4. 空母艦載機訓練は、「空母と硫黄島との直結方式」とし、基地周辺住民への被害を解消すること。
5. 普天間基地は無条件返還とし、代替施設の県内移設は行わないこと。なお、基地返還の際は、米国が米軍の使用した土地・海域などを原状回復する責務を

- 負うよう、日米地位協定を改定すること。
6. 嘉手納基地への外来機の乗り入れは、全面的に禁止すること。
7. 嘉手納基地常駐機の全国各基地への訓練移転は、環境破壊、被害の拡散を招くため、取りやめること。
8. 航空機騒音環境基準が2013年(平成25年)4月1日より従来のWECPNLからLdenに移行されたが、軍用空港についてLdenへの移行の予定を明らかにし、また、Ldenへの移行に当たっては、従来の防衛省方式と同様に軍事空港の特色にあった算定方式を採用すること。
9. 航空機の排気ガスによる被害に対する調査及び対策について明らかにすること。
10. 地上音などの低周波騒音を調査測定し、被害実態を明らかにするとともに被害解消を図ること。
11. 垂直離着陸輸送機オスプレイの配備および訓練を止め、本国へ移駐させること。
12. 米軍機の「低空飛行訓練」は全面禁止とし、飛行直下に居住する住民の被害を解消すること。

おもな要請項目 環境大臣 石原 伸晃 殿

- 1. 40年前に制定された航空機騒音環境基準を抜本的に見直し、健康被害防止、騒音被害解消の立場に立ち、新環境基準を制定すること。
- 2. 航空機の排気ガス汚染については環境基本法を適用し、かつ、被害に対する調査及び対策について現状報告とその対策を明らかにすること。

- 3. 地上音などの低周波騒音の調査・測定を実施し、低周波騒音の環境基準を制定すること。
- 4. 飛行騒音の測定やデータの集積や解析などを、地方自治体任せにすることなく、環境省が責任を持って行うこと。離着陸だけではなく、周回訓練飛行などのデータも集積し、基地周辺の正確な航跡図などを作成すること。またその結果は『生データ』も含め全て公表すること。

広がる米軍機の爆音被害

群馬県が防衛省に要請

5月14日群馬県は、米軍機の爆音被害が「県民生活に深刻な影響を与え」ているとして、防衛省に対し、被害の軽減とそ

からの米軍機の「飛行の増加が懸念される状況にあり、県民の不安は依然として解消されていません。安全保障の重要性は認識しているところですが、」とした上で、「県民生活に深刻な影響を与える米軍機の飛行は容認致しかねます。」と述べ、次の2項目を要請しています。

- 1 本県の騒音測定結果並びに県民からの苦情を踏まえ、米軍が日米合同委員会合意事項を遵守して、安全性を最大限確保するとともに国民に与える影響を最小限にするなど、適切な対応を取るよう強く要請すること。
- 2 飛行訓練が多く実施されている地域で騒音測定器を設置

今回の群馬県の動きは、「新横田基地公害訴訟」の頃とは量的にも質的にも違う被害が広がっていることを証明しています。私たちの思いを実現するためにも、コンタールの数値による被害立証を確実に行うとともに、コンタールだけに止まらない被害の立証もシッカリ行うことが重要になっていきます。

かじめ決められていて、そこをなぞるようにはして旋回する訓練をしているのです。当然高度も定められているでしょう。ガラス越しにパイロットの姿が見えるほどの低空を、飛行機の背面が見えるほど機体を傾けて飛ぶ訓練も行います。こうした訓練は、敵味方が入り乱れて戦う戦場で、地上を監視しながら味方陣営に正確な物資投下を行うためやっています。だから海の上ではできません。

こうした米軍機による爆音被害は、平成7年以降激しくなり、群馬県は米国防府や防衛省に、群馬県上空での「飛行訓練を行わないよう」これまで何度も申し入れを行ってききました。

しかし、いっこうに事態の改善が見られないため、平成25年4月から県内2カ所を独自に騒音測定器を設置して、被害の記録と公表を実施しています。今回の要請は、これ

私たちの頭のすぐ上でも燃費の良い速度（時速550km）の飛行機です。旋回訓練でも速度はおそらく時速300kmは

あるでしょう。それでもほぼ同じコースを飛んでいます。これはターンをする地点とコースがあら

「命令通り定めたとおりのコースと高度と速度を使って飛行しているか」レーダーなどで確認しているはずですが、そうでなければ訓練にはなりません。ですから、飛行コースや高度、速度や飛行回数を測定し記録することは、「やっではない」のではなく「必ず」行われているはずで、当然旋回飛行訓練下の騒音も

国は旋回飛行の航跡図と騒音データを公開すべきです

私たちが頭の上で昼も夜も、C130輸送機による旋回飛行訓練が行われています。巡航速度（最

も燃費の良い速度）が時速550kmの飛行機です。旋回訓練でも速度はおそらく時速300kmは

あるでしょう。それでもほぼ同じコースを飛んでいます。これはターンをする地点とコースがあら

かじめ決められていて、そこをなぞるようにはして旋回する訓練をしているのです。当然高度も定められているでしょう。ガラス越しにパイロットの姿が見えるほどの低空を、飛行機の背面が見えるほど機体を傾けて飛ぶ訓練も行います。こうした訓練は、敵味方が入り乱れて戦う戦場で、地上を監視しながら味方陣営に正確な物資投下を行うためやっています。だから海の上ではできません。

かじめ決められていて、そこをなぞるようにはして旋回する訓練をしているのです。当然高度も定められているでしょう。ガラス越しにパイロットの姿が見えるほどの低空を、飛行機の背面が見えるほど機体を傾けて飛ぶ訓練も行います。こうした訓練は、敵味方が入り乱れて戦う戦場で、地上を監視しながら味方陣営に正確な物資投下を行うためやっています。だから海の上ではできません。

団費納入を お願いします

原告団の諸活動、裁判費用は皆さんの団費で運営しています。(裁判費用、事務所維持、事務員人件費、ニュースなど発行、郵送費用など)

先月、お送りしたゆうちょ銀行の払込取扱用紙を用いて振り込んでください。

払込手数料は原告団財政から支出することになっています。ATM機を利用すると80円(5万円未満)ですが、窓口振込の場合は130円となっています。原告団財政の負担軽減にご協力をお願いします。

原告団活動日誌

- 4/30 原告団ニュース第10号発行及び発送作業
- 5/1 「なくせ公害・守ろう地球環境」国民署名集め行動(井の頭公園にて)
- 5/7 原告団ニュース編集会議
- 5/8 住民票証拠提出作業
- 5/12 定例事務局会議
- 5/16, 19 公害被害者総行動 三多摩地域の協力団体へ支援要請訪問
- 5/20 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議、事務局局長会議
- 5/21 第4回口頭弁論
- 5/21 厚木爆音訴訟判決と報告集会
- 5/22 八王子・日野支部事務局会議
- 5/23 弁護団会議
- 5/24 八王子・日野支部世話人会
- 5/28 昭島支部会議
- 5/28 団費納入依頼発送作業
- 5/30 八王子合同法律事務所40周年記念レセプションに出席
- 5/31 東大、川人教授ゼミ横田基地見学
- 6/3 総行動実行委員会に出席
- 6/4 第39回公害被害者総行動
- 6/9 定例事務局会議
- 6/16 現場検証の候補地を実地調査
- 6/20 第15回原告団幹事会
- 6/25 弁護団会議
- 6/25 昭島支部会議
- 6/26 八王子・日野支部事務局会議
- 6/28 八王子・日野支部世話人会



正確に算出できるはず
です。
前回の訴訟が始まった頃とは、騒音の質や量、範囲も大きく変化しています。国はこれまで通りの『コンター』に固執するのではなく、巡回訓練の航跡図や騒音データを公表し、基地周辺住民の実感に沿った被害を認めるべきではないでしょうか。

通告はいつも直前!

遅すぎる 自治体へ 情報提供 訓練当日に

6月16日(月)、裁判所による現場検証のため、その候補地の下見を行いました。

前回の訴訟のとき検証が行われた、瑞穂町のスパーの屋上にいたとき、基地上空からパラシュートが「四つ…五つ…」と降りてくるではありませんか!あわててカメラを構えたものの、遠かったことと曇天のため、上手く撮影ができませんでした。その後数日経って、瑞穂

お休みを取って大変です。とご心配をいただきましたが、みんな年金生活者です。から大丈夫です。

町のホームページを見たら「横田基地における人員降下訓練の実施について」：口頭要請を行いました」とありました。要請の実施は16日です。あまりにノンビリした動きなので、詳しい方に訊いたら「そもそも基地から周辺自治体への連絡が遅いのです。今回の要請でもそのことを伝えていませぬ」とのこと。

詳しくは瑞穂町のホームページ・『瑞穂町と横田基地』をご覧ください。

お詫び

原告団ニュース第10号(4月30日発行)弁護団ニューフェイスのお二人のお名前の紹介が漏れてしまいました。ご指摘していただいた方、ありがとうございます。八王子合同法律事務所 白神優里子(しらがゆりこ)弁護士 三多摩法律事務所 佐藤宙(さとうおき)弁護士です。謹んでお詫び申し上げます。(編集担当者より)